

女性の活躍推進に取り組む中小企業の認証制度
「かわさき★えるぼし」認証

募集案内

川崎市では、女性の活躍推進や、ワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組む市内の中小企業を対象とした「かわさき★えるぼし」認証企業を募集します！

認証取得のメリット

- 「かわさき★えるぼし」認証マークを名刺や企業ホームページ等で使用し、認証企業であることを対外的にPRしていただけます。
- 認証企業の取組内容を川崎市ホームページや取組事例集、ポスター等で積極的にPRいたします。
- 公共調達において利用する主観評価項目点の付与があります。
- 人材の採用拡大の支援のため、合同企業就職説明会や就業支援セミナー等の開催情報を積極的に提供いたします。

申請期間

令和7年度の募集では更新企業と新規企業の申請期間が異なりますので、該当する期間に申請をお願いします。

更新企業 (令和4年度に認証され令和7年12月31日で認証期限を迎える企業)

令和7年7月2日(水)～9月10日(水)

新規企業 (現在、「かわさき★えるぼし」の認証を受けていない企業)

令和7年7月9日(水)～9月17日(水)

応募対象: 常時雇用従業員の数が300人以下で、川崎市内に事業所等を有する企業等

説明動画: 申請開始に合わせて応募にあたっての説明動画を令和7年6月中旬頃に掲載予定

*「かわさき★えるぼし」認証制度のページに掲載します。

「かわさき★えるぼし」

検索



認証要件

「かわさき☆えるばし認証評価項目」（第2号様式）の1～3の必須項目それぞれで1点以上、4～8の選択項目で5点以上取得し、合計で8点以上取得することが必要となります（評価項目は以下のような内容ですが、詳細は次ページの申請方法にある川崎市ホームページを御参照ください。）。

必須項目1 意識・職場風土の醸成

例）企業のトップ自らが女性活躍推進の方針を明示し、組織内で周知していることなど

必須項目2 キャリア形成支援

例）女性のキャリア形成に向け、各種研修等に女性の参加を奨励していることなど

必須項目3 女性の活躍推進

例）過去3年間で、管理職に占める女性の割合が増加していること、女性が少なかった職場や職種に女性を配置していることなど

＊必須項目1～3、選択項目4～6については、各項目の中に複数の項目内容があり、それぞれの項目の内容を満たすことで加点されます。



選択項目4 長時間労働の是正

例）前年度、従業員の一年間の平均時間外労働時間が360時間未満、年次有給休暇取得率が70%以上など

選択項目5 希望に応じた多様な働き方の推進

例）短時間勤務制度、在宅勤務制度の利用者がいるなど

選択項目6 仕事と生活の両立支援

例）育児休業を取得した男性従業員がいる、育児・介護休業者が職場復帰しやすくなる取組をしていることなど

選択項目7 独自の取組

1～6の項目に当てはまらない自社のニーズに合った独自の女性活躍の取組を行っていること

選択項目8 女性活躍推進法関連

法に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局へ届けていること

申請から認証までの流れ

募集（7～9月）

更新企業：

令和7年 7月2日(水)～9月10日(水)

新規企業：

令和7年 7月9日(水)～9月17日(水)

＊申請書等を電子申請により提出していただきます。

審査（10月～11月）

申請書類を基に外部委員による書類審査（提出書類について、問い合わせを行うことがあります）

審査結果
（12月）

認証（1月）

新規企業：

令和8年 1月1日～
令和10年 12月31日

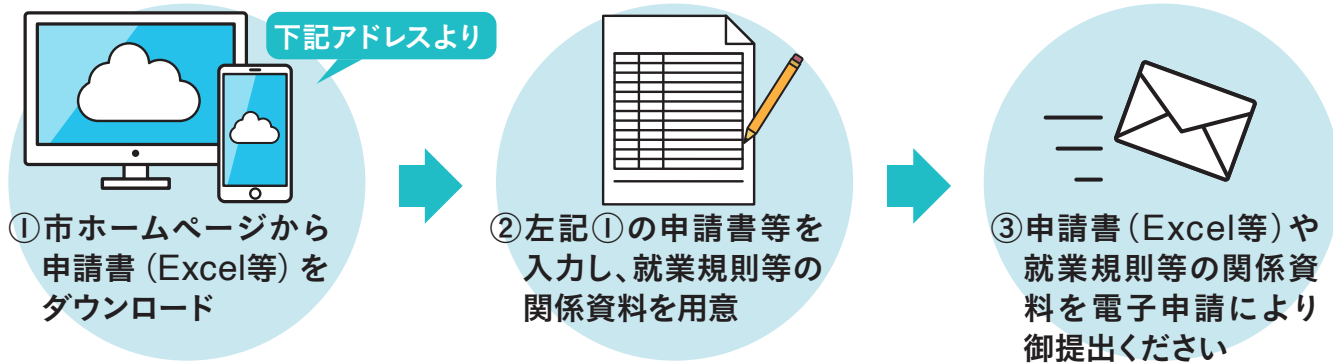
更新企業：

令和8年 1月1日～
令和12年 12月31日

贈呈式（令和8年1月中旬）

- 認証を受けた企業には、贈呈式にて認証書を交付します。
- 贈呈式の様子を川崎市ホームページや取組事例集を通じて情報発信し、認証企業をPRします。

申請方法



「かわさき☆えるぼし」

検索

<https://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000176231.html>



提出書類

- ①認証申請書 (第1号様式): Wordデータ
 - ②認証評価項目 (第2号様式): Excelデータ
 - ③項目別取組概要書: Excelデータ
 - ④取組内容の参考資料 (就業規則等の該当箇所の写しなど): PDFデータ
- * 各項目で参考資料が異なります。
* 新規企業と更新企業で取組概要書の様式が異なるので、ご注意ください。

「かわさき☆えるぼし」認証企業の皆さんの声

先輩企業に
聞きました!

「かわさき☆えるぼし」認証企業となった効果は?

従業員のモチベーションアップ

女性社員が会社の方針を理解し、モチベーションアップにつながっています。

会社の取組が評価され、社員による自社への愛着が高まりました。



市の広報によるイメージアップ



取引先からから認証を受けていることが話題になり、会社のイメージアップにつながっています。

積極的に女性の採用に取り組んでいることを顧客に対してアピールできるようになりました。



採用機会の拡大

川崎市主催の合同就職説明会やインターンシップ合同マッチング会などの優先枠があることで、採用機会の場を以前よりも得やすくなりました。

採用面でアピールでき、応募者から「かわさき☆えるぼし」の認証を受けていることで関心を持ったと言われました。



実際に女性の応募者が増え、女性従業員が増えました。

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定しましょう！

令和2年度以降に改正された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の主な改正内容は次のとおりです。

1 一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大

一般事業主行動計画の策定・届出義務及び自社の女性活躍に関する情報公表の義務の対象が、常時雇用する労働者が301人以上から、101人以上の事業主に拡大されました（令和4年4月1日施行）。

2 女性活躍に関する情報公表の強化

常時雇用する労働者が301人以上の事業主は、情報公表項目について、(1)女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供の中で男女の賃金の差異とそれ以外で1項目以上、(2)職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備の中で1項目以上の実績を公表することになりました（令和4年7月8日施行）。

3 特例認定制度（プラチナえるぼし）の創設

女性の活躍推進に関する状況等が優良な事業主の方への認定（えるぼし認定）制度よりも、水準の高い「プラチナえるぼし」認定制度が創設されました（令和2年6月1日施行）。

なお、女性活躍推進法は、令和8年3月までが有効期限となっていますが、令和7年度通常国会に期限の延長を含めた改正案が提出されています。（令和7年5月現在）

女性活躍推進法の詳細は、厚生労働省ホームページ（女性活躍推進法特集ページ）をご覧ください。

女性活躍推進法特集ページ

検索

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>



▶ 一般事業主行動計画の外部公表、情報公表は女性の活躍推進企業データベースへ

女性の活躍推進企業データベース

検索

<https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>



「かわさき☆えるぼし」

検索

*「かわさき☆えるぼし」認証とは、女性活躍推進法に基づき、厚生労働大臣が認定する「えるぼし」を参考に、川崎市が独自に女性の活躍推進に取り組む市内の中小企業を対象に認証する制度です。

【問合せ・申請窓口】

川崎市市民文化局人権・男女共同参画室

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎21階

TEL 044-200-2300 FAX 044-200-3914



KAWASAKI
SDGs

川崎市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

